

◎新潟県告示第700号

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員（平成25年11月8日新潟県告示第1273号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 （略） 農業総合研究所佐渡農業技術センター <u>青少年研修センター</u>	新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。 （略） 農業総合研究所佐渡農業技術センター